

一 金融商品取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号）

改 正 案

現 行

（有価証券とみなさなくとも公益等のため支障を生ずることがないと認められる権利）

第一条の三の三 法第二条第二項第五号ニに規定する政令で定める権利は、次に掲げるものとする。

一 （略）

二 本邦の法令に基づいて設立された法人（公益社団法人以外の一般社団法人及び公益財団法人以外の一般財団法人を除く。）に対する出資又は拠出に係る権利（法第二条第一項第六号から第九号まで及び第十一号に掲げる有価証券に表示される権利並びに同条第二項の規定により有価証券とみなされる同項第三号に掲げる権利を除く。）

三～六 （略）

（登録の基準となる法律の範囲）

第十五条の六 法第二十九条の四第一項第一号ロ及び第三十三条の五第一項第二号に規定する政令で定める法律は、次のとおりとする。

一～十 （略）

十一 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第四十八号）

（有価証券とみなさなくとも公益等のため支障を生ずることがないと認められる権利）

第一条の三の三 法第二条第二項第五号ニに規定する政令で定める権利は、次に掲げるものとする。

一 （略）

二 本邦の法令に基づいて設立された法人（有限責任中間法人を除く。）に対する出資又は拠出に係る権利（法第二条第一項第六号から第九号まで及び第十一号に掲げる有価証券に表示される権利並びに同条第二項の規定により有価証券とみなされる同項第三号に掲げる権利を除く。）

三～六 （略）

（登録の基準となる法律の範囲）

第十五条の六 法第二十九条の四第一項第一号ロ及び第三十三条の五第一項第二号に規定する政令で定める法律は、次のとおりとする。

一～十 （略）

十一 中間法人法（平成十三年法律第四十九号）

十二 公益社団法人及び公益財團法人の認定等に関する法律（平成
十八年法律第四十九号）

十三～十五 （略）

（新設）

十二～十四 （略）

（認定金融商品取引業協会の認定の申請）

第十八条の四の二 法第七十八条第一項の規定による認定の申請は、次に掲げる事項を記載した申請書を金融庁長官に提出してしなければならない。

一～三 （略）

2 （略）

（証券取引等監視委員会への取引等の公正の確保に係る検査等の権限の委任）

第三十八条 （略）

2～4 （略）

5 法第一百九十四条の七第二項第五号に規定する政令で定める業務は、会員又は当該会員を所属金融商品取引業者等とする金融商品仲介業者の行為が次に掲げる行為に該当するかどうかの認定に関する法第七十八条第二項第三号に規定する調査に係る業務及び会員又は当該会員を所属金融商品取引業者等とする金融商品仲介業者の次に掲げる行為に関する法第七十九条の二の規定により定款において定められた同条に規定する措置に係る業務とする。

一～二 （略）

（公益法人金融商品取引業協会の認定の申請）

第十八条の四の二 法第七十八条第一項の規定による認定の申請は、次に掲げる事項を記載した申請書を金融庁長官に提出してしなければならない。

一～三 （略）

2 （略）

（証券取引等監視委員会への取引等の公正の確保に係る検査等の権限の委任）

第三十八条 （略）

2～4 （略）

5 法第一百九十四条の七第二項第五号に規定する政令で定める業務は、会員又は当該会員を所属金融商品取引業者等とする金融商品仲介業者の行為が次に掲げる行為に該当するかどうかの認定に関する法第七十八条第二項第三号に規定する調査に係る業務及び会員又は当該会員を所属金融商品取引業者等とする金融商品仲介業者の次に掲げる行為に関する法第七十九条の二の規定により定款において定められた同条に規定する措置に係る業務とする。

一～二 （略）

三 法第七十八条第二項に規定する認定金融商品取引業協会の定款

その他の規則又は当該定款その他の規則に定める取引の信義則（これらのうち、有価証券の売買その他の取引又はデリバティブ取引等の公正の確保に係るものに限る。）に違反し、又は背反する行為

6
8
（略）

三 法第七十八条第二項に規定する公益法人金融商品取引業協会の定款

その他の規則又は当該定款その他の規則に定める取引の信義則（これらのうち、有価証券の売買その他の取引又はデリバティブ取引等の公正の確保に係るものに限る。）に違反し、又は背反する行為

6
8
（略）

二 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律施行令（昭和五十二年政令第二百十七号）

	改 正 案	現 行																								
	<p>(法第八条第二項第一号及び第二号の政令で定める事業者団体)</p> <p>第十二条 法第八条第二項第一号イに該当するものとして政令で定める事業者団体は、次の表の上欄に掲げる法律の規定に基づいて設立された同表の下欄に掲げる団体とする。</p> <table border="1"> <tr> <td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr> <td>金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）</td><td>認可金融商品取引業協会、認定金融商品取引業協会及び金融商品会員制法人</td><td>金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）</td></tr> <tr> <td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr> <td>2・3 (略)</td><td></td><td>人金融商品取引業協会及び金融商品会員制法人</td></tr> </table>	(略)	(略)	(略)	金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）	認可金融商品取引業協会、認定金融商品取引業協会及び金融商品会員制法人	金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）	(略)	(略)	(略)	2・3 (略)		人金融商品取引業協会及び金融商品会員制法人	<p>(法第八条第二項第一号及び第二号の政令で定める事業者団体)</p> <p>第十二条 法第八条第二項第一号イに該当するものとして政令で定める事業者団体は、次の表の上欄に掲げる法律の規定に基づいて設立された同表の下欄に掲げる団体とする。</p> <table border="1"> <tr> <td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr> <td>金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）</td><td>認可金融商品取引業協会、公益法人金融商品取引業協会及び金融商品会員制法人</td><td>金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）</td></tr> <tr> <td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr> <td>2・3 (略)</td><td></td><td>人金融商品取引業協会及び金融商品会員制法人</td></tr> </table>	(略)	(略)	(略)	金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）	認可金融商品取引業協会、公益法人金融商品取引業協会及び金融商品会員制法人	金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）	(略)	(略)	(略)	2・3 (略)		人金融商品取引業協会及び金融商品会員制法人
(略)	(略)	(略)																								
金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）	認可金融商品取引業協会、認定金融商品取引業協会及び金融商品会員制法人	金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）																								
(略)	(略)	(略)																								
2・3 (略)		人金融商品取引業協会及び金融商品会員制法人																								
(略)	(略)	(略)																								
金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）	認可金融商品取引業協会、公益法人金融商品取引業協会及び金融商品会員制法人	金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）																								
(略)	(略)	(略)																								
2・3 (略)		人金融商品取引業協会及び金融商品会員制法人																								

三 金融庁組織令（平成十年政令第二百九十二号）

改 正 案

現 行

(監督局の所掌事務)

第四条 監督局は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 次に掲げる者の監督に関すること。

イヽタ (略)

レ 認可金融商品取引業協会、認定金融商品取引業協会及び認定投資者保護団体

ソヽム (略)

二ヽ十三 (略)

2 (略)

(証券課の所掌事務)

第二十三条 証券課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 次に掲げる者の監督に関すること。

イヽハ (略)

(証券課の所掌事務)

第二十三条 証券課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 次に掲げる者の監督に関すること。

イヽハ (略)

(証券課の所掌事務)

第二十三条 証券課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 次に掲げる者の監督に関すること。

イヽハ (略)

ニ 認可金融商品取引業協会、認定金融商品取引業協会及び認定投資者保護団体

二ヽ四 (略)

2 (略)